

四日市市告示 第144号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、質量計について定期検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年3月30日

四日市市長 森 智 広

1 定期検査の対象となる特定計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 令和8年度 定期検査を行う地区、実施の期日及び場所

検査年月日	受付時期	検査場所	検査地区
6月 11日(木)	午前 9時30分から 11時30分まで	JA みえきた 河原田支店	河原田地区
	午後 1時00分から 3時00分まで	四日市市 塩浜地区市民センター	塩浜地区
6月 12日(金)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市 四郷地区市民センター	日永地区
	午後 1時00分から 3時00分まで		四郷地区
6月 18日(木)	午前 9時30分から 12時00分まで 午後 1時00分から 3時00分まで	市役所北館一階 計量検査室	中部地区
6月 19日(金)	午前 9時30分から 11時30分まで	四日市市 常磐地区市民センター	常磐地区
	午後 1時00分から 3時00分まで	四日市市 内部地区市民センター	内部地区

10月15日(木)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市 川島地区市民センター	川島地区
10月16日(金)	午前 9時30分から 11時30分まで	四日市市 桜地区市民センター	桜地区
	午後 1時00分から 3時00分まで	四日市市 小山田地区市民センター	小山田地区
10月22日(木) 10月23日(金)	午前 9時30分から 12時00分まで 午後 1時00分から 3時00分まで	四日市市 水沢地区市民センター	水沢地区
11月19日(木) 11月20日(金)	午前 9時30分から 12時00分まで 午後 1時00分から 3時00分まで	市役所北館一階 計量検査室	全地区

(市民生活部 市民協働安全課)